

N P Oサポートローン（預金担保）

| | |
|----------------|--|
| 1. 商品名 | N P Oサポートローン（預金担保） |
| 2. 利用対象N P O法人 | <p>長野県内に主たる事務所を有しているN P O法人。</p> <p>特定非営利活動促進法に基づく認証を受け、登記されているN P O法人。</p> <p>任意団体であった時期を含め3年以上の活動実績があり、かつ法人格取得後最低1事業年度の決算が確定されているN P O法人。</p> <p>活動目的が特定非営利活動促進法第2条に定める「特定非営利活動」のうち、以下の『福祉事業を行う団体』のいずれかに該当する活動を行っているN P O法人。</p> <p>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動</p> <p>(2) 社会教育の推進を図る活動</p> <p>(3) まちづくりの推進を図る活動</p> <p>(4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動</p> <p>(5) 環境の保全を図る活動</p> <p>(6) 子どもの健全育成を図る活動</p> <p>(7) その他当金庫が福祉事業を行うにふさわしいと判断し承認された活動</p> |
| 3. ご返済期間 | 1年以内かつ担保となる預金の満期日まで。 |
| 4. ご融資金額 | 担保となる団体預金金額の100%。 |
| 5. お使いみち | <p>運転資金（人件費・諸経費の支払資金、パソコン・備品等の購入資金、仕入資金、事務所保証金・権利金・敷金、納税資金等が対象となります。）</p> <p>設備資金（事務所・作業所・店舗・会館等の建築・改装資金とその敷地の取得資金、入店保証金・権利金・敷金、機械設備・車両等の購入資金、従業員宿舍・厚生施設建設資金等が対象となります。）</p> <p>つなぎ資金（自治体、助成団体等の補助金・助成金等支払い迄の資金で運転資金又は設備資金の該当するものが対象となります。）</p> <p>※ 但し、次の資金用途はお申込対象外とさせていただきます。</p> <p>(1) 投機的資金（商品相場、株式・ゴルフ会員権等の購入資金）</p> <p>(2) 役職員個人の生活資金・住宅資金等</p> <p>(3) 貸出金、寄付金資金</p> <p>(4) 赤字補填資金、高利借換資金</p> <p>(5) 取引先等への融資資金</p> <p>(6) 事業計画にない用途目的資金（事業設備の設置）</p> <p>(7) その他用途目的が当金庫の融資目的に反すると判断される資金</p> |
| 6. ご融資金利 | <p>固定金利</p> <p>ご契約時の金利が完済まで適用されます。詳細は店頭でお問い合わせください。</p> <p>ご融資額について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算で計算したお利息を資金交付日（書替の場合は書替日）に一括してお支払いいただきます。</p> |
| 7. ご返済方法 | 元金は手形貸付ご返済期日に一括してご返済いただきます。 |
| 8. 担保 | <p>お申込されるN P O法人代表者名義の長野県労働金庫の団体預金を担保とさせていただきます。</p> <p>※ 担保預金にできる口座・明細は最大10件までとさせていただきます。</p> |

| | |
|------------------------|---|
| 9. 連帯保証人 | 原則として不要です。ただし、お申込み内容によっては、NPO法人の代表者等の方に連帯保証人となっていただきます。 |
| 10. 手数料等 | 申込事務手数料および随時返済、全額返済手数料は無料です。 |
| 11. 団体信用生命保険 | 団体信用生命保険は付保されません。 |
| 12. ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ | <p>(1)ご契約内容や商品に関する相談・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【フリーダイヤル】（電話：0120-1919-48） 受付時間 平日：午前9時～午後5時 土・日曜日：午前10時～午後5時 （祝日、振替休日(土・日曜日が祝日の場合は営業)、12月31日～1月3日、5月3日～5月5日を除く)</p> <p>(2)ご契約内容や商品に関する苦情は、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：長野県労働金庫お客様相談ダイヤル】（電話：0120-606-150） 受付時間 平日：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページ<https://www.nagano-rokin.co.jp/>をご覧ください。</p> |
| 13. 第三者機関に問題解決を相談したい場合 | <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫お客様相談ダイヤルまたはろうきん相談所にお申し出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談ダイヤルもしくはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】（電話：0120-177-288） 受付時間 平日：午前9時～午後5時</p> |
| 14. その他 | <p>ご融資金について長野県労働金庫から購入業者様等お支払い先にお振込みをお願いする場合がございます（振込手数料はお客様にご負担いただきます）。</p> <p>また、購入業者様等お支払い先が発行した領収書等の写しのご提出をお願いする場合がございます。</p> <p>ご融資利用期間中は、担保預金のお支払・解約に制限がございます。</p> |